主 文 本件控訴を棄却する。 控訴費用は控訴人の負担とする。 事 実

控訴代理人は、「控訴人勝訴部分を除き原判決を取り消す。被控訴人の請求を棄却する。訴訟費用は第一、二審とも被控訴人の負担とする。」との判決を求め、被控訴代理人は主文同旨の判決を求めた。

当事者双方の事実上の主張は、左に記載するほか、原判決事実摘示のとおりであるから、これをここに引用する。

控訴代理人の主張

一、 控訴人と被控訴人間に被控訴人主張の頃婚姻予約が整い、昭和三四年五月結納を交わし、同年一一月二日結婚式を挙行し、以後事実上の婚姻生活に入つたが、昭和三五年一月一九日被控訴人が訴外A方に別居するようになり、控訴人が同年二月一日から入院したため、右事実上の婚姻関係が中絶し、本件訴訟となつたため、結局現在では右婚姻予約を履行することができない事実状態にあることは被控訴人主張のとおりである。

しかし、本件婚姻予約はむしろ被控訴人の方から解消したものである。したがつて、右解消に至るについては被控訴人にも責任がある。

以下控訴人側からみた本件の事情を述べる。

二、 控訴人と被控訴人との結婚は、世上いわゆる見合い結婚であつた。当時、 控訴人は大阪市 a 区 b 町の住宅兼店舗に両親および使用人とともに住んで衣料品商 を行なつていた。既にその頃から右営業の大部分は控訴人が担当し、父Bはその監 督をしていたのであるが、控訴人が結婚し、落ち着けば、両親は店を控訴人夫婦に 任せて、自分等は c d 丁目にある居宅に移転する予定であつた。このことはもち 論、被控訴人も承知のことであり、むしろ、その希望するところだつたのである。

さて、控訴人と被控訴人とは、昭和三四年三月頃から見合い等をくり返した末、結婚式を行ない事実上の婚姻生活に入つたのであるが、その間控訴人としては、被

控訴人を生涯の伴侶とし生活を共にする決意を固めていたのである。

結婚式が当日になって約三時間半ほど遅れたことは事実であるが、その事情は次のとおりである。控訴人の両親等が尊守して来た大阪の自己を招いては、「嫁」の実家が式の数日前に「婿」の両親を招いてためかその招信を招いては、「嫁」の実家が式の数日前に「婿」の両親を招いてためかその招待をしては、「嫁」の実家が式の数日前に「婿」の両親を招いてためかその招待のとされていた。被控訴人の両親が感じていた不満が式前日に到着した荷物のことから爆発日控訴人の両親が感じていた。事を待つておとに知るといた。控訴人の両親等の右のような態度は、両親等を令、育ち、環境におれてといた。控訴人の両親等の右のような態度は、両親等の年令、環境におれて連続した。とであるによって控訴人とであるによってを表があるによって控訴人とが協力して乗り越えて行くべきであり、控訴人もそのつもりで被控訴人とが協力して乗り越えて行くべきであり、控訴人もそのつものである。

三、 式後、約一週間の新婚旅行を経て帰宅し、同居するようになつたが、一一月、一二月中は少なくとも控訴人と被控訴人との間では問題を生じなかつた。もつとも次のようなことがあつた。

控訴人と被控訴人は結婚後店の経営を委される予定であった。そして、商人の常として、被控訴人にも営業事務のかなりの部分を負担してもらわねばならなかった。それには、簿記と算盤の技術は不可欠のものである。そのため控訴人は「節記算盤はできるか?」と念を押していた。被控訴人は「意思」と答えていたので、控訴人は安心していた。しかるに結婚後、被控訴人が簿記算盤のいずれも全くできないことが判明した。そこで、控訴人としても「困るやないか」と不満をいうとともに、テープ・レコーダに読み上げ算を録音するなど、控訴人に簿記算盤を教えるべく努力していた。丁度年末で忙がしく、店を仕舞つてから算盤練習をしていたので、就寝が深夜を過ぎることもあったが、平均して午前二時というようなことは絶対になかった。

また、被控訴人は手が赤切れで腫れ切り云々と述べ、控訴人が被控訴人に苛酷な水仕事を強制したと主張するようであるがそのようなことはなかつた。当時控訴人の家庭には女中が三人いて炊事等を担当していたから被控訴人が水仕事ばかりさせられていたといえことがある筈がない。

このころ、また被控訴人と控訴人の母との間にいざこざがあつたようである。そ れは、前記結婚式後からの感情のもつれ(実質的には控訴人の両親と被控訴人の両 親との間の感情の軋轢)に起因するもので、事柄自体としては、例えば味噌汁の作 り方というような些細な事柄に関するものであつた。そのようないざこざについて は、控訴人は双方の間に立つて取りなしに努めた。被控訴人に助言し、ときには小言めいたことを言つたこともあるが、それは愛情と、早く夫婦で独立したいとの気 持ちに出でたものであつて、非難さるべきものではない。 四、 かくて、昭和三五年の正月となつたのであるが、その六日に突然被控訴人

はその両親のもとに帰つてしまつた。その一両日前から被控訴人が帰り度い旨言つ 「帰るな、帰るなら一緒に帰ろう」と言つていたのに、六日控訴人が ていたので、 得意先に挨拶廻りをしている間に無断で帰宅してしまつたのである。当初控訴人は 正月だから里帰りしたかつたのであろうと若干の不満を押えていたが、被控訴人は

その後連絡もせず、一一日まで帰って来なかった。 控訴人の父の店、レナウン株式会社では、当時使用人を八人使い、一ケ月一、〇〇〇万円ないし二、〇〇〇万円のあきないをしていた。控訴人は主として外交を担当し、店の中心として働いていたが、前記のとおり結婚後控訴人等夫婦でやれるよ うになれば両親は隠居して店をまかされるようになつていた。控訴人としては被控 訴人に早く一人前になつて貰いたかつた。そのために簿記算盤も教え、更に新年に なれば店も暇になるからみつちり勉強しようと約束していたのである。それなの に、正月とはいえ里帰りしたまま郷日も帰つて来ない被控訴人に控訴人としては腹 を立てざるを得なかつた。そこで出したのが甲第三号証の手紙である。以上の経過からして、当然明瞭なように、右手紙は、被控訴人の主張するように控訴人の冷酷さを示すものではなく、逆に控訴人の被控訴人に対する期待と愛情に基づくものなのである。右手紙にある「大阿呆だ、お前は」とは夫婦の愛情に基づいてこそだち 叱責の言葉であり、「心ゆくまで居るがいい」とは「早く帰つて来い」の反語的表 現である、「日々これ勝負の世界……」以下は、「これから二人で店をやつて行か なければならない、それは日々勝負をしているようなものだ、それには珠算、簿記が必要だから一緒に練習しようと約束したではないか、何をしているのだ」との控訴人の気持ちを示したものである。このことは、前記経過を基礎として右手紙を虚心に読めば何人にも了解できると信じる。

五、 右手紙と入れ違いに被控訴人は帰宅し、追つ掛けて被控訴人の母も控訴人を表する。

宅を訪れ、協議した結果、被控訴人はその叔父に当るAカから大阪市の簿記学校に 通うことになつた。

- これは決して控訴人が被控訴人に押しつけたものではない。納得の上の (1) ことである。
- (2) その目的は、被控訴人に簿記、算盤を習得させて一日も早く独立できる ようにすること、その間被控訴人と控訴人の両親、これに母との軋轢を避けること であつた。
- (3) 控訴人は、A方へ被控訴人を送つて行き、妻を預かつてくれるよう依頼 また五日、被控訴人が卒業後は掛時計を持参してA方へ謝礼に行つている。す なわち、右別居をもつて控訴人が被控訴人に強制したものとするのは全くの誤りで ある。
- その頃控訴人が婚姻解消を考えていたような事実はない。むしろ逆であ -月挙式後年末の忙しさにまぎれて結婚届出でが遅れていたのであるが、 月初旬、控訴人と被控訴人とは同道して東区役所に赴き婚姻届用紙の交付を受け、 持ち帰つた。控訴人は同日自宅の書さいで自書すべき部分を書き、店で仕事をして いた被控訴人に記入と署名を求めたところ、「勝手に書いて三文判でも押して出し ておいてくれ。」との返事であつた。店の仕事が忙がしかつたにせよ、控訴人はこ の返答に憤慨し、「自分で書かなければいかん」と言つた。そしてそのままになつ た。一つには届出でに必要な戸籍抄本がまだ入手できていなかつたからでもある。 一月下旬被控訴人から戸籍抄本を受け取つた。しかし、その後控訴人が入院したの で届出でをすることができなかつた。被控訴人も、右届出用紙に署名しなかつたの である。

右のような次第で、昭和三五年一月頃、控訴人が破談を考えていたことはなく、 またこれを仄めかしたこともない。

同年一月二九日、控訴人は両親、兄とともに故郷の岡山県へ帰つた。控訴 人はその前からかなり身体の調子が悪かつた(被控訴人がいろいろな不満を持つた 原因の一はここにもあつたのであろう)。一月二九日朝、両親から「岡山へ帰るが 一緒ね来ないか」と誘われ、気分転換の意味で同道することにした。被控訴人に連絡しなかつたのは、急なことであつた上直ぐに帰郷する予定だつたからである。ところが、岡山に着いたころから急に病状が悪化し、町医者に診察を受けたところ直ちに入院安静を要するとのことであつた。たまたま、控訴人の家族が従前からかかりつけていた前阪大病院部長のC医師が呉国立病院の院長として赴任していたので、車で呉まで走り、二月一日入院した。診断は急性肝炎とのことで、全身に激しい黄疸を生じ絶対安静を要した。

い黄疽を生じ絶対安静を要した。 八、 同年二月四日に被控訴人が見舞に来た。そのとき控訴人は「遠い所をわざわざ来なくてもよかつた」と一応述べたが、「今度嫁ぐときは……」などと述べたことはない。被控訴人の見舞を受けて喜んでいたのである。もつとも当時控訴人は

体力の衰えが甚だしく、十分な歓談ができなかつたのは事実である。

九、 甲第四号証の手紙は、控訴人が無聊のうちに病室の窓から流れる雲を見ている際、心に思いついた言葉を書きしるしたものである。自分にしては良くできた良さそうな言葉のように思えたので被控訴人に示したのである。このことはその文章自体から明らかである。

また、被控訴人の本名は「D」であつて、それを結婚後、「E」と改めた。そのため、控訴人等は右の二つを混同して使つていた。被控訴人自身も、「D」「E」の両方を使つて手紙を寄越していたものである。被控訴人がそれを取り上げて、控訴人の意図を云為するのは誤りである。

一〇、 甲第五号証の葉書の数字は、黄疽指数およびレントゲン検査の結果を示したものである。その数日前に被控訴人が来院した際検査を受け、その結果を報らせることを約束していたので、一度文章で書きかけたがうまく書けず結局数字だけを書いて、やや回復しつつあることを知らせたのである。もち論被控訴人は、これらの数字の意味を良く知つていた。

一三、仮りに、控訴人に慰籍料支払義務があるとしても、その額は争う。内縁解消調停事件における慰籍料の統計(法曹時報四巻五号八八頁、その後のものについては各年次の司法統計年報家事編参照)に照らしても、被控訴人の主張(および原判決の認定額)は異常である。本件においては、このような異常な慰籍料額を是認すべき特別の事情は何もない。控訴人の父が代表取締役となつている、レナウン株式会社には資産があるが、控訴人自身には何の資産もない。控訴人が昭和三五年一月頃得ていた収入は月約一〇、〇〇〇円であり、現在は約二五、〇〇〇円であ

る。

被控訴代理人の主張

一、 控訴人主張の右事実中、その要点と思われれる諸点に対する被控訴人の見解は次のとおりである。

(1) 控訴人は被控訴人の簿記算盤習得が将来二人の独立営業にとつて最大不可欠の要点であるかの如き前提に立ち主張を重ね、かつ、陳弁に努めているが、常識で考えてみよう。

相当な営業規模を有する商社の主人の妻が自ら簿起算盤の技術に達していなければ主人との独立の営業ができないと誰が考えようか、知つていてもよいし、知つるに越したことはないが、寧ろ知らないのが大多数でそのためにこそ多くの店員を利用しているのであり、大家の主婦がそれを知らないからといつて営業に何の支障もなかろう、知つているのが寧ろ異常である。零細企業における夫婦共稼ぎの観念および必要性とはその類いを異にするものである。いわんや、被控訴人は田舎の出身であり、商学とは縁遠い学業を卒えて田舎に生活していた者、この女性に対して簿記算盤ができるかと真面目に尋ねることこそ笑止である。控訴人は結婚後早々にして共にこれを教えにかかつたというが、全くの虚偽である。控訴人が主張する程結婚生活に重要であるならば婚前に自動車学校にかえて簿記学校へ通わせなかつたのか。

昭和三五年一月の被控訴人の里帰りは控訴人の父の命によるものであり、しかも帰宅に前後して「ボキソロバンヲスマセテカヘレ」との電報を受けたのである。これいやがらせを内容とする帰宅拒否の意思表示であり、また同時に受け取つた甲第三号証の書翰もこれと全く同趣旨のものである。控訴人は該書翰の文面を愛と励ましの手紙であると弁解する。このような解釈もあり得るかと理解しておこう。ただし被控訴人としては結婚後二ヶ月に足らない期間における、しかも自らの意思でない里帰りの際に突如としてこのようなどぎつい電報と手紙を発する程重大なことならば、何故婚前に十二分の調査と指示をしてくれなかつたのか、そうでないと少なくもこれを以つて愛の通信とは受けとりかねるのである。

二、本件婚姻予約を破棄したのは控訴人である。しかもその破棄の方法は陰険 卑劣極まるものであり、解消のイニシアチブを相手方にとらそうとする作意に充ち たものである。婚姻屈の提出にしても、控訴人にその一片の意思さえあれば即時に 実行可能のもの、理由を具して陳弁するところは反つてその意思なきことを証明す るに帰する。本件婚姻の解消に被控訴人は何等の過失も責任もない。

三、 被控訴人は吉野地方における相当な素封家の娘であるが、本件のために受けた一家の社会的面目はもとより、個人としてもその家格にふさわしい二度目の縁談はも早や望むべくもあらず、その精神的苦痛は真に筆紙に尽し難いものがある。控訴人は相当な会社の重役として、また数億円の個人資産を有する親の相続人とて被控訴人のこの苦痛を償うのに僅か一五〇万円で事足りるというのか、殊に本件破約の行為は正に残酷物語とも称すべきもの、彼此総合勘案して右金額は決して海の大ではない。殊に控訴人の主張によれば、同人の父の店では一ヶ月一、〇〇〇万代の商いをしており、控訴人は店の中心、営業の大部分は控訴人が担当して居り近い将来両親は隠居して店をまかされる程の地位にあつたものが担当して居り近い将来両親は隠居して店をまかされる程の地位にあつたもの。これ被控訴人の本訴請求の金額決定の一の重要な基礎をなすものである。

被控訴人と控訴人間に昭和三四年四月一二日頃婚姻予約が整い同年五月結納が交 わされ、同年一一月二日結婚式を挙行したこと、挙式当日控訴人の母が被控訴人の 嫁入道具が少ないことに不満を持ち午後三時半の定刻に参列せず挙式が数時間遅れ たこと、挙式後被控訴人は控訴人方に同居したが被控訴人が簿起算盤が十分出来な いことからいざこざが起きていたこと、昭和三五年一月六日被控訴人は実家の奈良 県吉野郡 f 村大字g h 番地の両親の許に里帰りをなし同月一一日控訴人方に帰つて来たが、控訴人はこれと入れ違いに被控訴人宛「大阿呆だ、お前は、心のゆくまで 居るがいい、日々これ勝負の世界にこれだけは心して居く事だ珠算と簿記、生活の 上において両者は必然的なものであるという事を」と書いた手紙(甲第三号証の 二)を出したこと、被控訴人は控訴人ならびにその両親の希望により簿記算盤 の修習のため控訴人と別居して豊中市在住の被控訴人の叔父A方に寄寓し同年二月 三日から大阪市内の簿記学校に通い出したこと、ところが控訴人はそれより数日前岡山市に帰郷し病気になつて呉市の病院に入院したが、この事実を被控訴人には通知しなかつたこと被控訴人はこの事実を知り驚いて同月四日見当をつけて呉国立病 院に訪ねたところ、控訴人からわざわざ来なくてもよかつたといわれ、翌日一応帰 阪したが二月一四日再び同病院を訪ね、同月二九日三度び控訴人を見舞つたとこ ろ、その時控訴人から被控訴人あてにしたためた手紙(甲第四号証の一、二)を渡 され、帰宅して開封すると、中には「姿あるなし、形あるなし、色あるなし、動あるなし、智あるなし、その名 "雲"」と書いてあるだけであつたこと、被控訴人は控訴人の病状を案じ、同人に検査の結果が判つたら知らせて欲しい旨懇請して置い たところ、控訴人は同年三月四日付で「+13透視〇」とだけ書いた葉書(甲第五号証)をもつて被控訴人に通知したこと、被控訴人は同年四月二八日四度び病院を 訪れると、控訴人は同月一四日既に退院帰阪していたのでやむなく空しく帰途につ いたこと、婚姻の屈出でがついになされず、被控訴人は控訴人との婚姻生活を断念 し本訴提起に及んだこと、以上の事実については当事者間に争いがない。

被控訴人は、本件婚姻予約が破綻のやむなきに立ち至つたのは被控訴人主張の如き数々の控訴人の不法な行為によるものであると主張するに対し控訴人はこれを争うので考察する。

原審での証人F(第一、二回)、同Bの各証言、原審ならびに当審での被控訴本人の供述、原審での証人Fの証言により成立を認めうる甲第七号証、成立に争いない甲第八号証の一ないし三、当審での控訴本人の供述により成立を認め得る乙第一号証の一ないし二三と前記当事者間に争いない事実ならびに弁論の全趣旨を総合すると次の事実が認められる。

(一) 被控訴人・控訴人の各経歴、両親の職業資産状態等

被控訴人は奈良県立G高等学校を経て京都女子大学の短期大学を卒業し、本件婚約当時(ニ三才)奈良県吉野郡f村大字gの父Fの許において家事の手伝いをしていた。被控訴人の父は林業を営み約二千五、六百万円の資産を有している。 控訴人は本件婚約当時(二六才)大阪市b町i丁目の父Bの許で同居し父が代表

控訴人は本件婚約当時(二六才)大阪市 b 町 i 丁目の父Bの許で同居し父が代表取締役をしているレナウン株式会社(資本金百万円)の専務取締役をしていて、昭和三五年一月頃の本俸は月額一〇、八六〇円、その後次第に昇給して昭和三七年四月頃は二五、〇〇九円であるが、父Bは約三億円の資産を有し、自家用車三台を備えていて、近き将来において父より営業上の地位を任かされる予定になつていた。

- (二) 被控訴人が控訴人の両親から受けた扱い。
- (1) 被控訴人は既に嫁に行つていた姉二人より上廻る嫁入仕度くの準備はしないでもよいことについて控訴人から事前の了解を得、約一五〇万円位費用をかけて嫁入道具を整え控訴人方に持参したのであるが、結婚式当日午後五時頃になつて被控訴人の父は媒酌人の日を通じ控訴人の両親から控訴人方に呼びつけられ、控訴人宅に赴いたところ、控訴人の母 I から、行きなり「J 家を見くびるな、あの様な荷物を持つて来て、衣裳見せに大恥をかいた、今日の式なんかに私は行かん」と言って大変立腹した苦情を聞かされたこと。
 (2) 右間着は仲人の取りなしや控訴本人の「心配するな、僕を信じて何処ま
- (2) 右悶着は仲人の取りなしや控訴本人の「心配するな、僕を信じて何処までもついて来い」との言で一応治まり式は午後九時頃無事済み被控訴人らは約一週間の新婚旅行を終え、控訴人宅で同居することになつたのであるが、控訴人の母は依然として打ち解けず被控訴人に「あの荷物は何です、結婚式にごねたのは私です」と言つて種種小言をくり返へし、その後も何かにつけeのしきたりということに託つけ文句を言つて冷たく当つたり、新婚早早よく午前二時頃まで働かせてい

t- .

- (3) 昭和三五年正月五日頃、控訴人の両親や姉達は被控訴人に対し、実家に帰ってしきたりの違いを親に話して来るようしきりと催促し、被控訴人が控訴よりどんなことがあつても帰ってはいかんと止められて帰らない決心をしたので控訴人の不在中止むなりをしたので表してあるが、その時控訴人の母は被控訴人に対し一ケ月でもゆて来るとであるが、その時控訴人の同月一一日被控訴人が再び控訴人方に帰って来の人で書に冷たくなつていたので被控訴人はやり切れなくなりというでを記したのでで被控訴人の両親は、第記を知らないというのでは方に、第記学校に通学することに変になるから豊中在住の被に入いたのを実までに変して通学すること、卒業まで三ケ月間は絶対控訴人方に来ないに、もしたの者に格好が悪いから表から入らず裏口から帰るように、もしまでに簿記が一人前にならなければ婚姻を解消するなどの注文をなした。
- (4) 同年二月三日被控訴人は控訴人と場所をきめて会う約束をしていたが控訴人が来ないので控訴人方に電話したところ、控訴人の父Bが電話に出て、「Kは肝臓が悪くて呉の病院へ入院した」と申し、被控訴人が入院先を詳しく尋ねても、控訴人の父は面会謝絶だから会いに行つてはいかんと言つて病院名を教えなかつた。しかし、被控訴人が見当をつけて控訴人を見舞つたところでは、控訴人は医者から面会謝絶を命ぜられていた様子はなかつた。
 - (三) 被控訴人が控訴人より受けた扱い。
- (1) 控訴人は結婚式当日の前記悶着の際は被控訴人に対し前記の如く被控訴人を慰め、その後も昭和三四年頃までは被控訴人を庇う愛情を示していたのであるが、翌年正月被控訴人が里帰りしてからは、態度が一変し、甲第三号証の一、二のような手紙を被控訴人に出した外、被控訴人が被控訴人方に帰つてから後控訴人の両親同様被控訴人に冷たく当り、被控訴人が簿記学校に通学のためA方に寄寓或るにあたつても控訴人の両親の意見に調子を合せ、昭和三五年一月二八日頃」のるで表情で被控訴人と会合した際には、「僕はもう婚姻せぬ」とか「お前はまだ若いら自由にしてくれ」とか「流れに通わず流されて行く」とか放言し、被控訴人が「そんなこと言われると私はますます困ります」というと、控訴人は「僕はそんな男でない、買いかぶるな」と突き放すようにあしらつた。
- (2) そのとき、被控訴人は戸籍謄本を控訴人に渡して入籍して欲しい旨頼んだが控訴人はまあ待てと言つてこれに取り会わなかつた。
- (3) 控訴人は同年一月二九日旧正月のため故郷岡山に帰つたのであるが病気となり二月一日呉国立病院に入院しながら被控訴人には右の事実について何の通知もせず、被控訴人が病院に尋ねて来ても夫らすい態度を示さず頗る冷淡であり、控訴人の病状を案じて通知方を頼んで帰つた被控訴人に対しなした預状の通知も前顕甲第五号証の一、二の如きものであり、また甲第四号証の一、二の如き謎のような手紙を被控訴人に渡して同人を不安困惑の境地に陥れた。更に同年四月一四日頃退院しながら、その事実を被控訴人に通知せず、右退院の事実を知らない被控訴人は同月二八日控訴人の見舞に呉国立病院に赴き、退院の事実を知つて空しく帰阪した。

原審での証人Bの証言、原審ならびに当審での控訴本人の供述中右認定に反する部分は右認定に供した証拠に照らし信用できない。他に右認定を左右する証拠はない。

なお、原審ならびに当審での被控訴本人の供述によると、被控訴人は控訴人の要求により、婚約期間中には自動車運転免許状をとり、結婚後は控訴人と別居して簿記学校に通学してこれを卒業し、控訴人が前記の如く冷淡な態度に豹変した後も終始誠心誠意をもつて控訴人に尽して来た事実が認められる。控訴人は昭和三五年一月初旬婚姻届用紙に控訴人関係部分を書き被控訴人に記入と署名を求めたところ、「勝手に書いて三文判でも押して出しておいてくれ」と答えた旨主張し、原審ならびに当審での控訴本人の供述原審での証言中には右主張に副う供述らならびに当審での控訴本人の供述に審ならびに当審での被控訴本人の供述に照らし行用し難く、他に被控訴人が婚姻予約の後控訴人に対してはもち論、同人の両親に対しても非難さるべき行為があつたことを認めるに足る証拠はない。

思うに、婚姻の予約を結んで事実上の婚姻生活に入つた男女は婚姻生活後も実在する両親に対しては依然子として切つても切れない密接な結合関係にあるから、もとより法律上はその支配と庇護のもとにあるのではないとしても、人道的、経済的

には同居の親に背き親を無視した生活態度を執ることは一般に非難される行為とさ れよう。ことに旧憲法下、旧民法下においてはその度合いは強固であつた。しかし ながら、新憲法の制定とともにいち早く法的には家の制度は廃止され、かつ、婚姻 は両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦は同等の権利を有することを基本として 相互の協力により維持されなければならないことが明らかにされた(憲法第二四 条)以上、家族制度の支えであつた父権的な親本位の考え方や態度は反省されなけ ればならないのであって、親は必要以上に子の婚姻や結婚生活に干渉することは許 されないし、子も親の意向に盲従あるいは迎合し、配偶者の個人としての尊厳と両性の本質的平等を冒涜するような行動を執るべからざることはいうまでもないこと である。夫婦はそれぞれ夫としての使命、妻としての使命を自覚し、互にそれを理 解し尊重して行くのでなければ婚姻生活は維持できないし、円満な家庭は夫婦が愛 情と信頼、誠実と奉仕を惜しみなく与え、またそれ〈要旨〉が期待されるところにお いてのみ築かれるのである。婚約を結んで事実上の婚姻生活に入つたからには予約 配</要旨>偶者は速かに婚姻の届出でをなすべく、正当の事由なくして婚姻予約を破 棄することは許されないし、もしこれを破棄した場合は不法行為として損害賠償の 表することは 責を免れない。予約配偶者の一方が正当の事由なくして他の一方をして婚約を断念 せざるを得ない境地に陥れて破碇させた場合も同断である。もし子が親に加担し あるいは親が子に加担して婚姻予約を破棄し、あるいはこれを破綻させたとすれば 民法第七一九条に鑑み共同不法行為として各自連帯してその賠償の責任を免れ得な

前記当事者間に争いない事実および認定事実を総合要約すると、控訴人は昭和三 四年四月被控訴人と婚約を結び、同年一一月挙式の上控訴人の両親の許で事実上の婚姻生活に入つたのであるが、挙式当日控訴人の両親は被控訴人の側にとがめられ る事情はないのに、被控訴人の嫁入荷物が予期していたより少ないとしてひどく立 腹し、その後も右不満を持ち続け、被控訴人を排斥する意図をもつて絶えず無情な 悪意に満ちた態度であしらつていた。しかし控訴人は被控訴人が昭和三五年一月里 帰りするまでは格別深いという程度ではないが通常程度の愛情を示して被控訴人を がばつていたのであるが、どうしたわけか、その頃から控訴人はその両親特に母親が持ち続けてきた被控訴人排斥の意図に同調するが如き態度に一変し呼吸を合わせて冷酷な態度を執るに至った。すなわち、控訴人方においては、新婚早早直ちに新 妻の被控訴人が簿記や算盤の仕事を引き受け、その技量を発揮しなければならない 格別の必要と事情が認められないのにかかわらず、また被控訴人の学歴と年令から みて右の知識と技量を備えていないのは当然であり、これを期待することは無理で あるにかかわらず、ことさらにこれを欠いていることを過大に取り上げ、簿記等の 修学が婚姻の最重要な条件であるかのごとくに告げて、控訴人と別居してまでその 早期習熟を強く要求し、控訴人もその親の意向に和し、被控訴人にそれを勧め、そ の修学を口実にして被控訴人に別居生活を強いた。被控訴人はすなおにこれを聞き入れ、奇妙にもわざわざ大阪から豊中に別居して大阪の夜間の簿記学校に通つたの である。その前後から控訴人は被控訴人に対し暗に離別する意思であることを仄め かす言辞を弄し、呉の病院に入院してもその事実を妻たる被控訴人に知らせないの みか、入院中控訴人の病状を案じて幾度も見舞の手紙を出し、また幾度か訪ねて来 た被控訴人にまともな返事を出したことは一度もなく、謎のような手紙で冷たくあしらい、果ては退院して二週間経過してもその事実を被控訴人に知らせない無情な仕打ちをもつてこれに報いた。以上の控訴人およびその両親の一連の行為と容態は、夫の権威をもつて妻たる被控訴人を膝下に屈服させ、あるいは親の権力をもつる。 て子の妻たる被控訴人をれい属支配せんとする封建的思想の発現たるのみならず正 に、一個の人格的存在、知性と教養を備えた初婚の若い女性に対する異常なまでの 残酷無情な精神的な虐待、侮辱というべきである。一途に控訴人の身を案じている 被控訴人は、退院した控訴人を、知らせられないままそうとは知らず、昭和三五年 四月二八日呉の病院に空しく訪ねさせられ、空虚と絶望を抱いて帰阪するほかはなかつた。このときにおいて控訴人の加えた精神的虐待、侮辱は極まつたというべく、被控訴人が遂に一切の希望と気力を失い、救いと終りなき忍従と献身の控訴人 との生活に自ら終止符を打ち婚姻予約を断念したのも当然というほかない。神以外 のなんひとかこれをとがめえようか。それまで被控訴人は新妻としてひたすら夫た る控訴人に愛情と信頼を注ぎ、自らは求めること少なく誠実と奉仕に終始し、控訴 人の親に対しても、その無理な要求に堪えて良き嫁たらんと忍苦と努力のかぎりを 尽くしてきた。一方すでに昭和三五年一月末には控訴人は被控訴人に対し離別の意 いるがごとくほのめかし、被控訴人が戸籍謄本を控訴人に渡して入籍を頼んだが、

よつて、慰籍料の額について考える。以上諸般の事実を総合すると控訴人が被控訴人対し支払うべき慰籍料の額は一五〇万円をもつて相当と認める(なお当審における控訴本人の供述によると、控訴人は昭和三七年四月二五日既に他の女性と結婚している事実が認められる。被控訴人がこれを知つたとすれば傷心を新たにするであろうが、それは論外とする)。そうすると、控訴人は被控訴人に対し一五〇万円とこれに対する本件訴状送達の日の翌日であること記録上明らかな昭和三五年五月一四日以降右完済まで年五分の割合による損害金を支払うべく、これと同旨の原判決は相当である。

よつて、民訴第三八四条、第八九条を適用して主文のとおり判決する。 (裁判長裁判官 平峯隆 裁判官 大江健次郎 裁判官 北後陽三)